明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三〇）　二
〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通九）　二
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三一）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三二）
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（同三三）
○除籍が滅失した件（法務三六）
○保安林の指定をする件（農林水産三〇六～三一〇）
○肥料を登録した件（同三一一）
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通九五）　六
○高速自動車国道に関する件（同九六）
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁八）
○道路に関する件（関東地方整備局三八）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（九州地方整備局一三）
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
内閣　宮内庁　八
〔官庁報告〕
官庁事項　九
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
〔公　告〕
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生、所有者不明関係
会社その他　一四
諸事項
官庁
公認会計士懲戒処分、有権者申出方、少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻し関係

本号で公布された法令のあらまし

◇令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三〇号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による激甚災害に対し、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例を適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。